

予算(案)の概要

平成21年度予算（案）の概要

（平成20年12月）

厚生労働省健康局

1 新型インフルエンザ等の感染症対策の推進

225億円(164億円)

(1) 新型インフルエンザ対策の更なる推進

144億円

プレパンデミックワクチン(鳥-ヒト感染のインフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン)原液の備蓄を進めるとともに、医療機関や保健所等が医療の提供等で連携するための協議会の設置、医療従事者に対する訓練・研修等の実施や検疫所における水際対策の強化など、新型インフルエンザ対策の更なる推進を図る。

(主な事業)

・新型インフルエンザ対策事業

39百万円

保健所を中心とした医療体制確立に向け、関係者の連携を図るための対策協議会の設置、新型インフルエンザに関する正しい情報や知識を共有するための地域住民向け説明会及び診療従事者に対する訓練・研修等を実施する。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

(参考)

平成20年度1次補正予算において、国民の45%分を目指した抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄、ウイルス変異に対応したプレパンデミックワクチン原液の備蓄、入院医療を担当する医療機関に対する人工呼吸器と個人防護具(PPE)の整備補助、水際対策等に従事する者に必要な感染防護の資器材等の整備並びに国立感染症研究所における検体の確定診断の迅速化に必要な機器整備及び施設改修を実施する。(491億円)

また、平成20年度2次補正予算(案)においては、パンデミックワクチン(新型インフルエンザが発生した場合に、そのウイルスを基に製造されるワクチン)の製造能力の強化を図るため、ワクチンメーカーにおいて早期に実施可能な製造設備の整備に係る費用について助成する。(15億円)

(主な事業)

・新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業

30億円

新型インフルエンザ発生時に迅速かつ適切な医療提供がなされるように、必要な医療資器材(人工呼吸器、個人防護具)を予め整備し、医療体制の強化を図る。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

(2) 新興・再興感染症対策に関する研究の推進

26億円

パンデミックワクチンの早期確保を図るための研究など、新興・再興感染症対策に関する研究を推進する。

2 がん対策の総合的かつ計画的な推進

237億円(236億円)

がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

1 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成

61億円(54億円)

がん診療連携拠点病院において若手医師をがん医療の専門医師として育成する体制の構築や、がん医療の専門的な知識及び技能を有する医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の育成及びこれらの医師等に対する指導者の育成を行う。

(主な事業)

㊦・がん専門医臨床研修モデル事業 3.8億円

都道府県がん診療連携拠点病院において、診療形態等に応じた育成プログラムを作成し、試験的に実行するとともに、若手医師に対して研修参加の募集を行う。

(補助先) 都道府県がん診療連携拠点病院

(補助率) 1/2

・がん診療連携拠点病院機能強化事業 54億円

がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、がん診療連携拠点病院における医師等の医療従事者に対して、放射線療法や化学療法等、質の高い医療を行うために必要な研修を行うほか、精度の高い院内がん登録、患者や家族への相談支援等を実施するとともに、地域の医療機関との連携を推進する。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 1/2、定額(10/10相当)

(都道府県:1/2、独立行政法人等:定額(10/10相当))

(1施設当たり単価)

都道府県がん診療連携拠点病院 20,000千円 → 28,000千円

地域がん診療連携拠点病院 13,000千円 → 22,000千円

2 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

7億円(6.5億円)

患者本人の意向を十分尊重した上で、がんの治療方法等の選択を可能とするとともに、がん患者の状況に応じて疼痛などの緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるよう、医療従事者に対して、緩和ケアやコミュニケーション技術等の研修を行う。

(主な事業)

⑤・都道府県がん対策重点推進事業(緩和ケア研修部分) 2.5億円

都道府県が実施主体となり、地域の緩和ケア実施体制の充実強化を図るための研修会等を実施するための支援を行う。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業 1.5億円

緩和ケアを治療の初期段階から実施できる体制を整備するための研修を実施することががん対策推進基本計画で掲げられており、全国の医師を対象に緩和ケアに関する研修を行うとともに、併せて、研修の実施に必要な指導者の育成等を行う。

3 がん登録の推進

31百万円(32百万円)

科学的知見に基づく適切ながん医療の提供に資するよう、がん患者の診断・治療内容等の情報を把握・分析するため、国立がんセンターにおいて院内がん登録を進めるとともに、がん診療連携拠点病院等に対して精度の高い院内がん登録を実施するための支援を行う。

(主な事業)

・院内がん登録促進事業 15百万円

正確ながんの罹患率等を地域や全国レベルで把握するため、国立がんセンターで実施されている標準登録様式に基づく精度の高い院内がん登録を更に促進する。

・がん登録調査・精度管理指導事業 16百万円

精度の高いがん登録を実施するため、がん診療連携拠点病院等における、がん登録関連業務の調査・実地指導を行う。

4 がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進

82億円(83億円)

がん予防を推進するため、がん対策に賛同する企業等との連携により、がん検診受診対象者に対する受診促進を図るとともに、がんの予防等に関するパンフレットの作成及びがん対策情報センターによる最新情報の提供などの普及啓発の実施並びに肝がんの予防に重要なウィルス性肝炎に関する研究を重点的に推進する。

また、がん対策の中核的施設と位置づけられている国立がんセンター(がん対策情報センター)により、がん診療連携拠点病院に設置されている相談支援センターへ技術支援等を行い、がん診療連携体制の着実な推進を図るとともに、都道府県ががん対策の推進に取り組むために策定した推進計画に基づき重点的に取り組むために実施する事業に対する支援を行い、がん医療の均てん化を図る。

(主な事業)

- ㊦・がん検診受診促進企業連携委託事業 2.8億円
企業と都道府県が連携して実施するがん検診受診率の向上に資する事業についての効果的手法等について検証を行い、がんの早期発見の推進を図る。
(委託先) 都道府県、政令指定都市等

- ㊦・がん検診受診率向上企業連携推進事業 91百万円
企業におけるがん検診の受診率の向上を誘発するために、より効果的な関連企業への働きかけの方法などを企画立案する実施本部を設置し、企業に対する当該事業への参画を促すとともに、その事業評価及び優良企業の活動状況の公開を行う。

- ㊦・都道府県がん対策重点推進事業(緩和ケア研修を除く。) 6.9億円
都道府県がん対策推進計画に基づく施策等、地方自治体で行う、がん検診の受診体制の強化や医療提供体制整備、がんに関する正しい知識をはじめとした普及啓発など、重点的に取り組むべき施策に対する支援を行う。
(補助先) 都道府県
(補助率) 1/2

- ・マンモグラフィ検診従事者研修事業 1.6億円
平成20年度からは都道府県等に対する指針の改正において、チェックリストを活用するなどして精度管理の向上を図ることとしていることから、更にレベルアップした十分な知識・経験を修得させるための上級研修を引き続き実施し、より精度の高いマンモグラフィ検診を推進する。
(補助先) 都道府県、公益法人、NPO法人
(補助率) 1/2

- ⑩・女性の健康支援対策事業委託費 3.5億円
 女性特有の子宮がんや骨粗しょう症等疾患の予防に資する事業を都道府県等に委託し、効果的な事業展開手法について検証を進めつつ、女性の健康づくり対策を推進する。
 (委託先) 都道府県、保健所を設置する市、特別区

- ・がん相談支援推進事業 15百万円
 がん診療連携拠点病院の相談支援センター等におけるがん相談への対応事例を収集・分析、検討を行い、相談事業の参考となるマニュアルの作成などを行う。

- ・がん対策情報センター経費 15億円
 情報関係システムによる情報提供体制の整備、運営評議会における事業活動の評価、臨床試験の円滑な実施に必要な支援、がん診療機関に対する治療成績向上を目的とした研修会等を行う。

- ⑪①がん検診受診向上指導事業 1.1億円
 かかりつけ医などの信頼のおける者から、がん検診の受診勧奨が行われることにより、受診するという行動に結びつきやすいという傾向があることから、これらの医師に対して効果的な受診勧奨を行うための技術指導を行う。

- ⑪②がん検診精度管理向上支援事業 4百万円
 都道府県等が、がん検診の精度管理を行う上での評価等を行うための指標として、効率よく活用できるデータ等を提供するなどの支援を行う。

- ⑪③がん対策情報センター在り方検討会 1百万円
 がん対策情報センター内において、有識者からなる検討会を設置し、独立行政法人化を見据えた今後の事業運営に係る在り方を検討する。

- ・乳がん用マンモコイル緊急整備事業 8.7億円
 検診後の精密検査における精度向上を図ることにより、早期治療へとつなげるための設備を一定の条件を満たすがん診療連携拠点病院等に緊急整備する。
 (補助先) がん診療連携拠点病院等
 (補助率) 1/2

- ・マンモグラフィ検診精度向上事業(メニュー予算) 3.5億円
 マンモグラフィ検診の診断精度を維持・向上させるため、読影の際の見落としの減少を目的としたCAD(Computer-Aided Diagnosis: コンピュータ診断支援)システムの補助を行う。
 (補助先) 都道府県、市町村、厚生労働大臣が適当と認める者
 (補助率) 1/2

- ・ 肝炎等克服緊急対策研究経費（厚生科学課計上） 18億円
 肝炎ウイルスに関する基礎研究及び基盤研究をはじめとして、検診、予防、医療体制など肝炎対策の効果的な推進につなげるための社会医学及び疫学的研究、さらには、難治症例や、肝硬変肝がんなどの根治療法が確立していない肝疾患に対する根治療法の確立など、肝疾患の新たな治療方法等の新規開発に関する研究を行う。

5 がんに関する研究の推進 86億円（91億円）

がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持・向上を図るため、がん対策に資する研究をより一層推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究成果を普及、活用する。

- ・ 第3次対がん総合戦略研究経費（厚生科学課計上） 58億円

3 生活習慣病対策の推進 90億円（93億円）

- (1) 糖尿病、脳卒中等の生活習慣病対策の推進 86億円

- 糖尿病、脳卒中予防対策の推進 84億円

糖尿病、脳卒中予防対策を推進するため、特定保健指導機関の評価制度の検討、医療従事者が個人の特徴に合わせた予防・治療法を実施するために必要な情報基盤の整備、人材育成、研究等を着実に推進する。

(主な事業)

- ㊦ ・ 保健指導機関の評価方法等に関する調査・研究事業 7百万円
- ㊦ ・ 糖尿病等の生活習慣病対策推進費 1.5億円
- ㊦ ・ 脳卒中等対策推進費 7百万円
- ・ 健康増進事業費 5.3億円

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村)・指定都市

(補助率) 1/2・1/3

- たばこ対策の推進 3.5億円

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約」の批准国としての取組強化や「健康日本21」の目標達成のため、喫煙による健康影響に関する知識の向上、未成年者の喫煙防止、取組が遅れている飲食店等における分煙対策等の受動喫煙防止対策の推進などのたばこ対策を着実に実施する。

(主な事業)

- ㊟・健康的な生活習慣づくり重点化事業(たばこ対策促進事業) 54百万円
(補助先) 都道府県、保健所を設置する市、特別区
(補助率) 1/2
- ・たばこ規制枠組条約締約国会議事務局分担金 91百万円

○食育の推進 8.2億円

食生活改善推進員等の食育推進活動を支援するほか、食事バランスガイドの普及啓発による適切な食生活に関する情報提供など食育基本法に基づく各種施策を推進する。

(主な事業)

- ・食生活改善地区組織活動強化費 189百万円
(補助先) (財) 日本食生活協会

(2) 女性の健康づくり対策の推進 3.5億円

女性特有の子宮がんや骨粗しょう症等疾患の予防に資する事業を都道府県等に委託し、効果的な事業展開手法について検証を進めつつ、女性の健康づくり対策を推進する。

(主な事業)

- ㊟・女性の健康支援対策事業委託費 3.5億円
(委託先) 都道府県、保健所を設置する市、特別区

4 難病対策の大幅な拡充	1,587億円(1,530億円)
--------------	------------------

(1) 難治性疾患に関する調査・研究の大幅な拡充 100億円

※他局計上分

○難治性疾患克服研究事業 <100億円>

根本的な治療法が確立しておらず、かつ後遺症を残すおそれが少なくない難治性疾患に対して、重点的・効率的に研究を行うことにより、原因解明や病状の進行の阻止、機能回復・再生を目指した画期的な診断・治療法の開発を行い、患者の療養生活の質の向上を図る。

(2) 難病患者の生活支援等の推進 1,487億円

○特定疾患治療研究事業 229億円

原因が不明であって、治療法が確立していない特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。

- 難病相談・支援センター事業 275百万円
 難病患者のもつ様々なニーズに対応したきめ細かな相談支援が行えるよう、都道府県毎の活動拠点となる「難病相談・支援センター」を設置し、地域における難病患者支援対策を一層推進する。(47箇所)
- 難病情報センター事業 43百万円
 難病患者や家族の療養上の悩みや不安に適確に対応し、その療養上の一層の支援を図るため、難病患者・家族や医療関係者に対する最新情報の提供等を行う難病情報センターの充実を図る。
- 難病患者等居宅生活支援事業 207百万円
 地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進する。

5 肝炎対策の充実

205億円(207億円)

(1) インターフェロン療法の促進のための環境整備 129億円

B型及びC型肝炎患者であって、インターフェロン治療を必要とするすべての肝炎患者がその治療を受けられるよう、医療費の助成を行う。

※ 一定の条件を満たし72週投与が必要な患者に対し助成期間を延長する。

(主な事業)

- ・肝炎治療特別促進事業の実施 129億円
 (補助先) 都道府県
 (補助率) 1/2

(2) 肝炎ウイルス検査の促進 46億円

市町村等において肝炎ウイルス検査等を実施するとともに、検査未受診者の解消を図るため、保健所等における利便性に配慮した検査体制を確保する。

(主な事業)

- ・保健所における肝炎ウイルス検査等の実施 15億円
 ※ 緊急肝炎ウイルス検査事業を延長。
 (補助先) 都道府県、保健所を設置する市、特別区
 (補助率) 定額(1/2相当)
- ・健康増進事業における肝炎ウイルス検査等の実施 30億円
 (補助先) 都道府県(間接補助先:市町村)、指定都市
 (補助率) 定額(1/2・1/3相当)

(3) 健康管理の促進と安全・安心の肝炎治療の推進、
肝硬変・肝がん患者への対応 9億円

都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制（相談センター）を整備するとともに、国が設置した「肝炎情報センター」において、これら拠点病院を支援する。

また、医師等に研修を行い治療水準の向上を図る。

(主な事業)

- ・ 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置等 5.8億円
※ 肝疾患相談センターに対する補助金の拡充。
(補助先) 都道府県、独立行政法人等
(補助率) 1/2、定額(10/10相当)
- ・ かかりつけ医等の研修等 68百万円
(補助先) 都道府県、独立行政法人等
(補助率) 1/2、定額(10/10相当)
- ・ 肝炎情報センター関係費 48百万円
- ・ 保健所における検査前・検査後相談 1.8億円
(補助先) 都道府県、保健所を設置する市、特別区
(補助率) 定額(1/2相当)

(4) 国民に対する正しい知識の普及と理解 3億円

Q&Aやリーフレットの作成、講習会やシンポジウムの開催により、普及啓発を図るとともに、保健所等において肝炎に関する相談を実施するほか、電話・FAXによる相談窓口事業等を実施する。

(主な事業)

- ・ 都道府県等における検査の受診勧奨等の普及啓発 2.3億円
(補助先) 都道府県、保健所を設置する市、特別区
(補助率) 定額(1/2相当)
- ・ シンポジウム等による情報提供 5百万円
(補助先) 都道府県、保健所を設置する市、特別区
(補助率) 定額(1/2相当)

(5) 研究の促進 19億円

「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。

(主な事業)

- ⑦ ・ 肝炎研究基盤整備事業 46百万円
- ・ 肝炎等克服緊急対策研究事業 18億円

H I V感染やエイズの発症予防のため、同性愛者等に焦点を絞った普及啓発や、夜間・休日などの利用者の利便性に配慮した検査・相談を行う。また、エイズ患者等の生活の質を高めるため、電話相談やカウンセリング等を行う。

(1) 発生の予防及びまん延の防止 564百万円

H I V感染者等の相談窓口設置、大都市における検査・相談体制の充実や、患者支援、人材育成等により、エイズの発生とまん延の防止を図る。

(主な事業)

- ・ H I V感染者等保健福祉相談事業
- ・ エイズ患者等に対する社会的支援事業
- ・ 保健所等におけるH I V検査・相談事業 等

(2) 医療の提供及び国際的な連携 593百万円

エイズ治療拠点病院を中心とする医療従事者への実務研修や診療情報網の強化等、総合的な医療提供体制を確保するとともに、わが国のエイズに関する国際貢献への期待に応え、国際協力を通じて、国際的な連携を図る。

(主な事業)

- ・ エイズ治療拠点病院医療従事者海外実地研修
- ・ H I V診療医師情報網支援事業
- ・ エイズ国際協力計画推進検討事業 等

(3) 普及啓発及び教育 140百万円

国民のエイズに対する関心と理解を深めるため、青少年や同性愛者等の個別施策層への予防啓発、世界エイズデー等における普及啓発イベントやインターネットによる情報提供等を実施する。

(主な事業)

- ・ エイズ知識啓発普及事業
- ・ 「世界エイズデー」普及啓発事業
- ・ 青少年エイズ対策事業 等

7 ハンセン病対策の推進

422億円(439億円)

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」等に基づき、ハンセン病療養所の入所者に対する必要な療養の確保、退所者等に対する社会生活支援策の充実、偏見・差別の解消のための普及啓発等の施策を着実に推進する。

(1) 謝罪・名誉回復措置 17億円

中学生を対象とした教材作成経費及び国立ハンセン病資料館運営経費

(主な事業)

㊦・ハンセン病対策促進会議(仮称)経費 2百万円

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づき、国立ハンセン病療養所所在自治体を中心となってブロック毎に設置するハンセン病対策促進会議(仮称)において、国が他のブロックにおける先駆的な取組について情報提供及び意見交換を行うことにより、自治体の施策展開を支援する。

(2) 在園保障 2.4億円

私立ハンセン病療養所の運営に係る経費

(3) 社会復帰・社会生活支援 3.3億円

退所者給与金及び非入所者給与金の支給、ハンセン病療養所入所者家族に対する生活援護等

8 移植対策の推進

26億円(27億円)

(1) 臓器移植対策の推進 5.4億円

移植医療についての国民の理解を深めるとともに、日本臓器移植ネットワークにおける移植対象者(レシピエント)検索システムを再構築し、臓器移植に係るあっせん業務の強化を図る。

(2) 骨髄移植等の造血幹細胞移植対策の推進 1.8億円

骨髄移植後の生存率向上等のため、骨髄提供登録者の登録時におけるHLA検査にHLA-C座検査を導入し、骨髄データバンク事業の充実を図る。また、さい帯血の品質や安全性を維持するために必要な経費を引き続き補助し、安全な保存管理体制の確立を図る。

9 リウマチ・アレルギー対策の推進

11億円(13億円)

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進する。また、喘息死をなくすため、喘息患者の自己管理の徹底や、かかりつけ医と専門医療機関との連携体制の構築等を行う。

(主な事業)

- ・リウマチ・アレルギー特別対策事業(喘息死ゼロ作戦) 12百万円
かかりつけ医における診療ガイドラインの普及、患者カード携帯による患者の自己管理の徹底、救急時対応等における病診連携の構築を図り、喘息死の減少を目指した喘息死ゼロ作戦を推進する。
- ・アレルギー相談センター事業 12百万円
アレルギー患者及びその家族に対し、免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業の成果やアレルギー専門医、専門医療機関の所在、最新の治療指針等の情報提供等を行う。
- ・免疫アレルギー疾患等予防・治療研究事業 <1,060百万円>
※他局計上分
免疫アレルギー疾患は、長期にわたり生活の質を低下させるため、国民の健康上重大な問題となっているため、免疫アレルギー疾患について、発症原因と病態との関係を明らかにし、予防、診断及び治療法に関する新規技術を開発するとともに、既存の治療法の再評価を行うことにより、国民に対してより良質かつ適切な医療の提供を目指す。

10 腎疾患対策の推進

3億円(3億円)

慢性腎臓病(CKD)に関する診断・治療法の研究開発を推進するとともに、医療従事者への研修、慢性腎臓病に関する正しい知識の普及啓発等を行う。

(主な事業)

- ⑦・慢性腎臓病(CKD)特別対策事業 8百万円
CKD対策を推進するため、都道府県において連絡協議会を設置し、かかりつけ医、保健師等を対象とした研修を実施するとともに、患者等一般向けの講演会等を開催することにより、CKDに関する正しい知識の普及啓発等を図る。
(補助先) 都道府県
(補助率) 1/2

・腎疾患対策研究事業（仮称）

<293百万円>

※他局計上分

腎機能異常の早期発見、早期治療、重症化防止とともに、診療現場における診療連携等の有効な診療システムのエビデンスを確立し、CKDの腎不全への進行を防止し、新たな透析導入患者の減少を図るための研究を戦略的に実施するとともに、腎疾患の病態について解明を進め、安全で有効な診断・治療法の開発を推進する。

1 1 安全で良質な水の安定供給

667億円（711億円）

すべての国民に安全で良質な水道水の安定的な供給を行うために、水道施設の耐震化等の災害対策を拡充するなど「水道ビジョン」（平成20年7月改訂）に基づく取組を推進する。

○水道分野の国際展開の推進

22百万円

アジアをはじめとする世界の水道の発展に貢献していくために、我が国の水道技術・制度等に関するアジアでの現地セミナー及び水道関係者との政策対話の開催、水道事業のニーズ調査等を実施し、我が国の水道分野の国際展開の取組を支援していく。

○水道施設の整備（公共事業）

665億円

〔(参考) 他府省計上分を含めた総額：958億円〕

以下のような補助制度の拡充を図る。

- ①「老朽管更新事業」「重要給水施設配水管」「石綿セメント管更新事業」の補助採択基準の緩和（平成30年度までの時限措置）
 - ・給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金による補助助採択基準について、他の水道事業と統合する等一定の条件に合致する水道事業者が実施する場合には適用しない。
- ②基幹管路に布設されている耐震性の低い継手の「塩化ビニル管」を、老朽管更新事業の補助対象に加える。
- ③「老朽管更新事業」（鋳鉄管、コンクリート管）の補助採択基準の緩和（平成25年度までの時限措置）
 - ・給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金による補助助採択基準について、老朽管の残存距離等一定の条件に合致する水道事業者が行う場合には適用しない。